⑵ Classification of the products to be procured : 57

⑶ Nature and quantity of the services to be required : Direct mail shipment representation for promotion of the e-Tax from the home 1 set.

⑷ Fulfillment period : Refer to the Tender explanation.

⑸ Fulfillment place : Refer to the Tender explanation.

⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ Have Grade "A, B or C offer of services etc." in terms of the qualification for participating in tenders by Organizations in The Kanto-Koshinetsu area related to the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.

④ Have not received suspension of designated contractor status, etc. From any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).

⑤ An eligible person is a person whose business condition and credit are deemed not to be a sever degradation, and who is sure to implement the contract.

⑺ Time limit for tender : 17 : 00, 26 November, 2020.

⑻ Other : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.

⑼ Contact point for the notice : SUGAI Makoto Procurement Section, Accounting Division, Kanto-Shinetsu Regional Taxation Bureau, 1―1 Shintoshin Chuoku Saitama-shi, Saitama-ken 330―9719 Japan. TEL 048―600―3111 ex. 2167

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（ＧＥＰＳ）で行う対象案件です。

令和２年10月２日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　土井　弘次

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　調達件名及び数量

さいたま新都心合同庁舎２号館等で使用する特別高圧電気（電子調達システム対象案件）

契約電力　3000kW

予定使用電力量　12,775,414kWh

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による

⑷　使用期間　令和３年４月１日から令和４年３月31日まで。

⑸　需要場所　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１

上記需要場所の詳細は入札説明書による。

⑹　入札方法　入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の使用期間に対する総額を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含めて見積もった金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。

１）不落随契に伴う見積依頼は、２回目の入札を行った者に対して行うものとする。

２）見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。

３）見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。

なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。

４）何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用

１）電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

２）電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

２　競争参加資格

⑴　入札参加者に要求される資格

１）基本的要件

①　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」で、Ａ又はＢの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

２）電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

３）二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能新エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

３　証明書等及び入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ、証明書等、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）

https://www.geps.go.jp/

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　国土交通省関東地方整備局総務部契約課購買第二係　片瀬　晃緒　電話048―601―3151　内線2538

⑵　紙入札方式による証明書等、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記⑴の問い合わせ先に同じ

⑶　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

１）入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は令和２年10月２日から令和２年12月７日までとする。

電子調達システムによる入札説明書のダウンロード方法については、次に記載する関東地方整備局ウェブサイトを参照のこと。

https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000050.html

２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記⑴に問い合わせること。受付期間は令和２年10月２日から令和２年12月４日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。